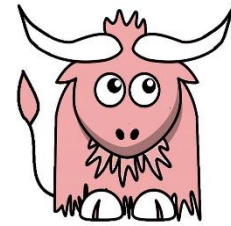


日本法令外国語訳業務の 現状について



法令外国語訳推進キャラクター：YAKU

令和 8 年 6 月
法務省司法法制部

司法制度・法務行政に関するインフラの整備

① **国際取引**の円滑化（国際競争力の強化）



② **対日投資**の促進



③ 我が国に対する**国際理解**の促進

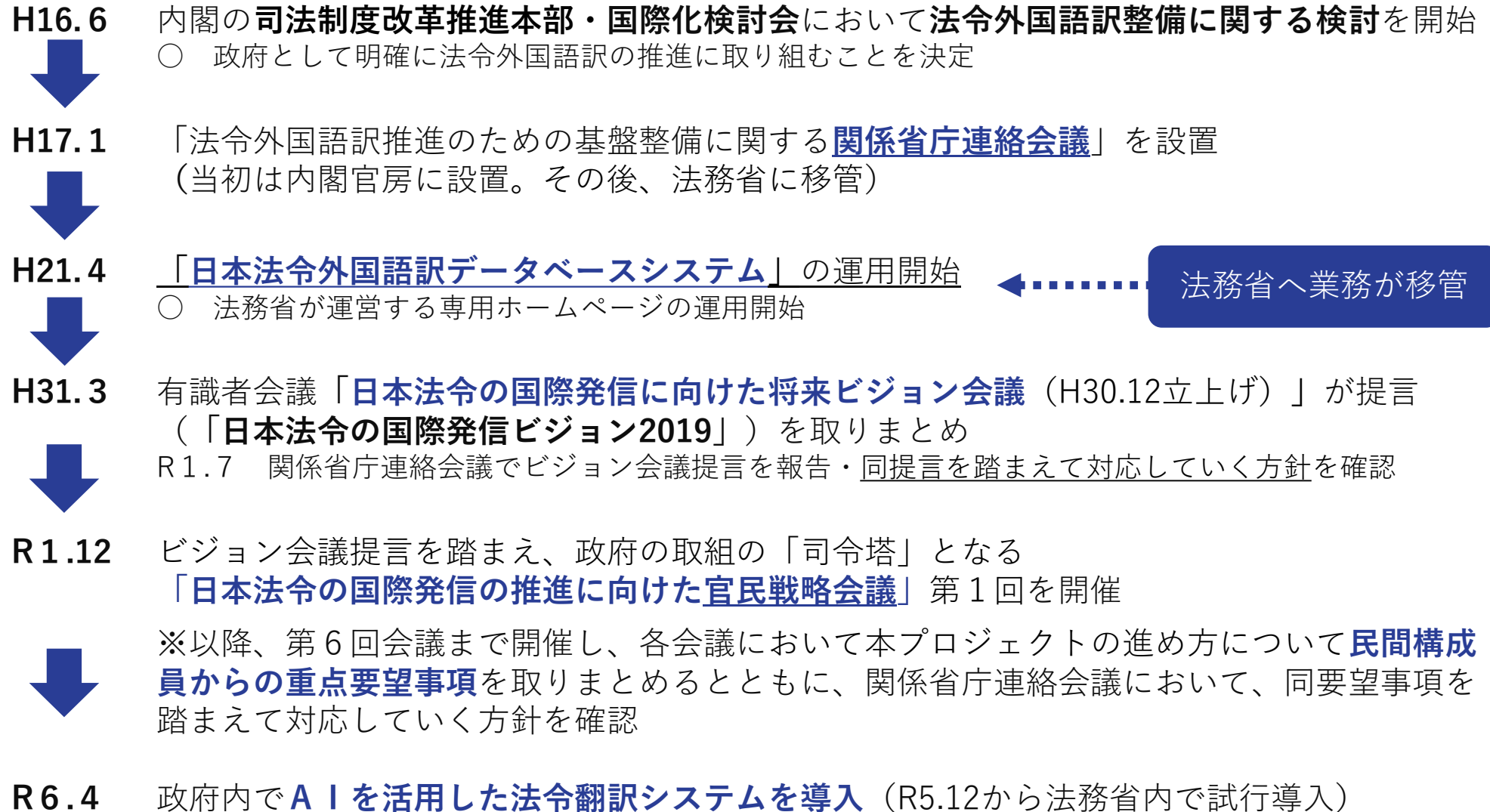


④ **法制度整備支援**の促進



⑤ **在日外国人**の日常生活上の便宜





- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針）（令和7年6月 閣議決定）**
 - 「**対日直接投資推進プログラム2025**」に基づき、関係府省庁が一体となって（中略）戦略分野における投資の促進、（中略）等の取組を進める。
 - 再犯防止国連準則の活用、国際仲裁の活性化、国際法務人材の育成、**法令外国語訳の加速**に取り組む。

- ✓ **対日直接投資促進プログラム2025（令和7年6月 対日直接投資推進会議決定）**
 - 外国企業・投資家が要望する分野を中心に、**日本法令の英訳を迅速化**する。AIによる翻訳システムを活用することによって、これまで2年半以上を要していた法令公布から英訳公開までの所要日数について、2025年3月に開催された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」以降に公布された重点的に翻訳すべき分野の全ての法令を対象として、1年以内とすることを目指す。

- ✓ **インフラシステム海外展開戦略 2030（令和6年12月 経協インフラ戦略会議決定）**
 - 案件が形成されやすい環境作りに向けて、（中略）**法令外国語訳の推進**等に取り組む。

- ✓ **知的財産推進計画2025（令和7年6月 知的財産戦略本部決定）**
 - **法令外国語訳の取組**について、AI技術を活用した法令翻訳システムの積極的活用及びこれを踏まえたより迅速で効率的な業務スキームを円滑に運用することにより、高品質な英訳情報の提供を拡充・加速化させ、知財関係の分野に関する**英訳法令等の積極的な海外発信を行う**。

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議



- 【議長】法務省大臣官房司法法制部長
- 【構成】23府省庁の官房長・審議官クラス
- 【内容】
 - 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
 - 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- 【座長】阿部 博友 一橋大学名誉教授
- 【構成】一般社団法人日本経済団体連合会・部会長
欧州ビジネス協会・法律サービス委員会・委員
国際商取引学会・会長
在日米国商工会議所・理事
日米法学会・評議員
日本商工会議所・特別顧問
日本弁護士連合会・会長 等
- 【内容】
 - 政府の取り組みの司令塔となる会議体
 - 政府に対する重点要望事項の取りまとめ



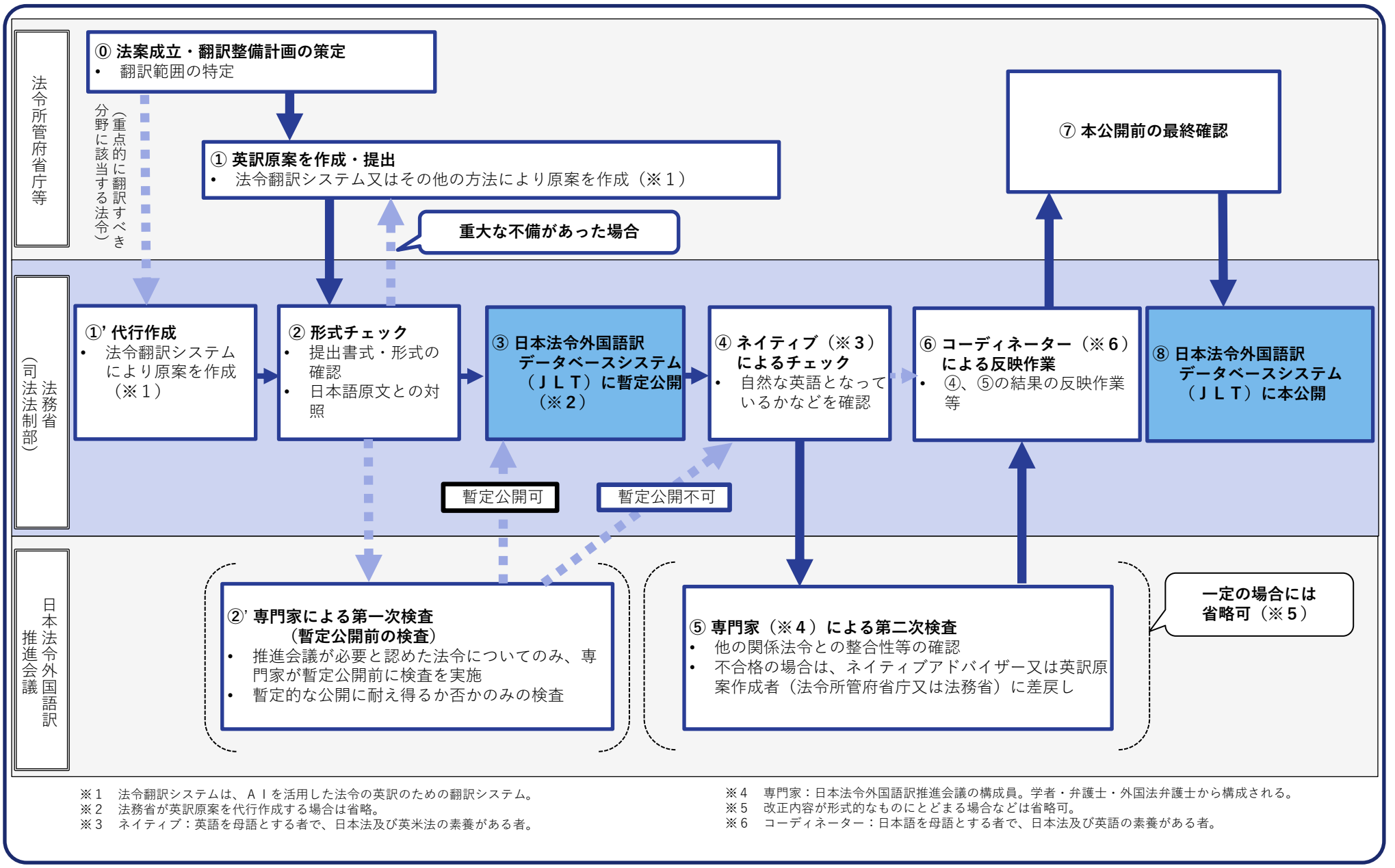
幹事会

- 【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長
- 【構成】23府省庁の課長クラス
- 【内容】「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議



- 【座長】田澤 元章 専修大学法学部教授
- 【構成】学者 9 名、弁護士10名、外国法事務弁護士 2 名
- 【内容】
 - 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
 - 「日英標準対訳辞書」、「法令翻訳の手引き」の検討



「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第7回会議（令和8年1月開催）で取りまとめられた、民間構成員からの**重点要望事項**に沿って取組を推進。

【民間構成員からの重点要望事項】

（令和8年度までの目標）

- ① 2021年度から2026年度までに**新たに1,000本以上**の英訳法令等の公開を目指す
- ② 重点的に翻訳すべき分野の法令は、原則公布(改正)から**1年以内**の英訳公開を目指す
- ③ **法令翻訳システム(AI翻訳)**導入後の英訳法令の**品質を確保**する

【重点要望事項への対応状況】



- 2026年度の目標まであと200本（令和8年3月末時点）
- 各種取組により翻訳整備計画に掲載する法令は増加傾向
- 法令翻訳システム（AI翻訳）等の活用により公開迅速化
- ユーザーのニーズを踏まえてシステムの在り方を検討
- 英訳品質を確保するために検査体制を確保

【民間構成員からの重点要望事項】

（令和9年度以降の目標）

- ① 重要法令の公開迅速化、特に**法改正を優先的**に取り組む
- ② 2027年度から2031年度までに**新たに1,200本以上**の英訳法令等の公開を目指す
- ③ 2027年度から2036年度までに、e-Govに掲載されている全ての法令のうち、**最低でも25%以上**の法令を英訳する
- ④ 高品質な翻訳法令の数を増やすため、翻訳システムや確認体制等の**翻訳プロセスの改善**を検討する

【目標】

- ✓ 法令の公布・改正から原則 1 年以内に英訳を公開

【現状】

- ✓ 英訳原案は、法令所管府省庁において作成するところ、法令の公布から英訳原案が法務省に提出されるまでに 2 年以上の期間を要している

【対応】

- ✓ 重点的に翻訳すべき分野の法令については、原則として、法務省において、代行作成を実施

【代行作成の実施状況】

- ✓ 令和 7 年度における 1 年以内に英訳公開を行った法令は 1 5 本
そのうち代行作成を実施した法令は 1 2 本

※重点的に翻訳すべき分野

⇒ 対日直接投資に関わる分野、知的財産分野、民事分野の基本法に関する分野、我が国に居住する外国人に関わる分野

代行作成を実施した場合 1 年以内の英訳公開に一定の効果



代行作成の実施を推進

【法令翻訳システムの利用状況】

- ✓ 令和 6 年度に公開した法令は **1 5 6** 本
そのうち法令翻訳システムを利用した法令は **2 7** 本（法務省による英訳原案の代行作成を含む）
利用率 **1 7 . 3** %
- ✓ 令和 7 年度に公開した法令は **1 2 3** 本
そのうち法令翻訳システムを利用した法令は **5 4** 本（法務省による英訳原案の代行作成を含む）
利用率 **4 3 . 9** %

（※代行作成は法令翻訳システムを利用）

法令翻訳システムを使用した場合公開までの日数が約 2 か月短縮



法令翻訳システムの利用率向上を目指す